

〔生活経済部 生活環境課 所管〕

04010303 畜犬登録及び狂犬病予防事業

予算書P. 146

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	903	904	△ 1	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	903	904	△ 1	犬の登録手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成11年までは茨城県が事業を実施していたが、狂犬病予防法の一部改正に伴い、平成12年から市が実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

飼い主へのルールへの周知やマナーの向上を図ることで、予防注射の接種率を向上させ、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・毎年1回、狂犬病予防注射を接種させる機会の提供として、狂犬病予防注射の出張受付を行う。(集合注射)
- ・正しい飼い方の啓発及びパトロールを実施し、飼い主のマナー向上を図る。
- ・犬の飼養頭数を正確に把握する。(畜犬登録の推進)



狂犬病予防集合注射風景

04010304 取手市外2市火葬場組合負担金

予算書P. 146

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,778	27,518	260	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	27,778	27,518	260	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷町(当時)には火葬場施設がなかったため、独自の施設を建設する必要性が生じ、当時の守谷町・取手市・藤代町により火葬場組合を設立した。

平成2～3年度にかけて建設、平成4年度から供用を開始し、現在の組合構成団体は、守谷市・取手市・つくばみらい市の三市となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

火葬場「やすらぎ苑」を広域組合で管理運営することにより、市民が利用できる火葬・葬儀の場を確保することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火葬事業を円滑に実施するために、火葬場「やすらぎ苑」を適正に管理・運営する取手市外2市火葬場組合に対し、構成市3市で負担金を支出している。

・負担割合：平均割30%，人口割70%（全体負担金 90,148千円，市負担率 30.814%）

04010306 雑草除去事業

予算書P. 146

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,224	2,212	12	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,223	2,212	11	雑草除去受託料
一般財源	1	0	1	

【背景(なぜ始めたのか)】

あき地に雑草が繁茂した状態、あるいは枯草が放置されている状態は、火災又は犯罪の発生原因となることから、良好な生活環境を保全するため、昭和48年「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を施行し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

あき地に繁茂する雑草について、適正管理の指導や啓発を行い、安全で清潔な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

雑草等が繁茂したあき地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、所有者又は管理者自身による除去が困難な場合には、市が委託を受け雑草除去を実施する。

04010308 環境美化事業

予算書P. 147

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	740	702	38	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	702	△ 702	
一般財源	740	0	740	

【背景(なぜ始めたのか)】

各地区での空き缶拾いに端を発し、昭和59年から地域ぐるみの環境美化推進事業として、全自治会（町内会）に協力を呼びかけ実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区に住む方々が自主的に美化活動に取り組むことで、良好な住環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

6月・9月・12月（第1日曜日）の年3回、市内全域の地域住民により、周辺道路や公園等の美化清掃活動を実施する。また、各地区での美化活動が円滑に行われるよう、各地区の区長等への依頼とごみ袋の配布、周知広報やごみの回収等を行う。



環境美化活動の様子

04010310 動物愛護事業

予算書P. 147

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	156	0	156	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	156	0	156	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、市民と飼い主が協力し、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を達成するために必要な施策を実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

犬猫の殺処分を減らすため、地域活動や市の愛護事業に協力する団体に補助金を交付することで、市民の愛護活動の意識醸成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・補助金交付団体である守谷市動物愛護協議会は、市の事業「守谷市犬猫一時預かりサポーター及び里親サポーター登録」等の実施に際し、最低限度の医療費支援や地域猫活動として、不妊去勢手術費の支援を実施する活動を行っていた。今後は市の補助を受けることで、市民負担を軽減し、官民協働で支え合いながら、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す。

・市で保護した犬猫に対し簡易的な衛生処置（ノミダニ駆除等）を実施する。



守谷市動物愛護協議会主催犬猫譲渡会の様子

04010501 公害・放射線対策事業

予算書P. 147

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,795	6,457	1,338	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,795	6,457	1,338	

【背景(なぜ始めたのか)】

環境保全を目的として、平成12年度から地下水、農業用水、河川水、騒音・振動及び二酸化窒素の現況調査を実施している。

また、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、市内公共施設等の空間放射線量測定を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水質、騒音・振動、大気（二酸化窒素）及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には速やかな対応を行うことで、市民の健康を守り快適な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公害等の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質、騒音・振動、大気（二酸化窒素）及び空間放射線量について調査する。

＜調査方法＞

- ・地下水、農業用水、河川水の水質調査（業者委託）
- ・幹線道路沿線等の騒音・振動、二酸化窒素調査（業者委託）
- ・空間放射線量調査（児童福祉課、学校教育課、建設課実施）

調査結果については、環境審議会、関係機関等へ報告を行うとともに、市HPで周知を行う。



農業用水、河川水の水質調査



自動車騒音・振動測定

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,987	0	8,987	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,987	0	8,987	

【背景(なぜ始めたのか)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は、その区域内の一般廃棄物の収集、運搬、処理に関する計画を定めるよう規定されている。現在の「守谷市一般廃棄物処理基本計画」は、平成25年度から10年間を計画期間としているが、現計画を作成した時点と現在のごみ・資源物の分別方法が異なり、排出量の比較及び数値目標等に不具合が生じることから、改めて計画の策定を前倒しして取り組む。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物処理基本計画は、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制やごみ・資源物の発生から最終処分に至るまで、市民、事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、削減量や資源化率の数値目標を定めた、廃棄物の適正な処理を進めるために必要な計画となる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・2019年度 基本計画策定に伴うごみ組成分析調査業務委託
- ・2020年度 廃棄物処理基本計画策定業務委託

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,307	5,147	160	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	5,147	△ 5,147	
一般財源	5,307	0	5,307	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成3年にごみの減量化と限りある資源の有効利用を促進し、市民意識の高揚を図ることを目的に開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭・事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ(家庭分のみ)を減量する目的のほか、子ども会等団体自ら資源物の集団回収を実践してもらうことでリサイクルの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ごみ減量の啓発施策として、各地区に廃棄物減量等推進員を委嘱し、地区内でのごみ減量に協力していただく。
- ・ごみ減量化と資源の有効利用を促進するため、資源回収を行う子ども会等の団体に対し、報奨金を交付する。



廃棄物減量等推進員会議の様子

04020109 塵芥収集事業

予算書P. 150

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	243,083	238,024	5,059	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,734	12,854	△ 2,120	資源物(古紙類)売払代
一般財源	232,349	225,170	7,179	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口の増加に伴い、家庭から排出されるごみの量が年々増加したことにより、昭和57年から民間委託とした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物の適正かつ安定的な収集運搬を行うとともに、ごみ集積所の適正管理等による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市一般廃棄物処理実施計画に基づき、集積所に排出された家庭系一般廃棄物等の収集運搬を行う。

粗大ごみについては、電話やインターネットで申し込みを受け付け、月2回戸別収集を行う。

- ・ごみ収集日程表（クリーンカレンダー）、家庭ごみ分別の手引き等の作成、配布
- ・臨時職員2名の任用（粗大ごみ受付、直接搬入受付）
- ・家庭系一般廃棄物等の収集運搬委託
- ・粗大ごみ収集運搬券取扱店舗への業務委託



家庭ごみの収集作業の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	371,668	349,162	22,506	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	371,668	349,162	22,506	

【背景(なぜ始めたのか)】

ごみ処理は、市町村が単独で処理するよりも、共同処理の方が費用対効果の点で効率がよいため、昭和47年に構成6市町村（当時の守谷町、水海道市、取手市、藤代町、伊奈町、谷和原村）により、常総地方広域市町村圏事務組合が設置され、事業運営費を負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ごみ処理施設「常総環境センター」を常総地方広域市町村圏事務組合が管理・運営することにより、市内から排出される一般廃棄物を、効率的かつ環境負荷が少ない方式で処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

一般廃棄物の処理及び資源化を実施している常総地方広域市町村圏事務組合に対し、構成4市（守谷市、取手市、常総市（旧水海道分）、つくばみらい市）でごみの処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%，実績割90%（全体負担金 1,465,149千円，市負担率 25.37%）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,719	2,901	818	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,719	2,901	818	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道の開通に伴い、市内の不法投棄件数が年々増えたことから、快適な生活環境を保全するための対応を余儀なくされた。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、駅前のたばこのポイ捨てが横行したことから、平成20年に「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不法投棄された廃棄物を適正に処理するとともに再発防止対策を行い、不法投棄を行いにくい環境をすることで、市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を促し、快適な生活環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不法投棄防止のため不法投棄パトロールを行い、廃棄物が不法投棄された場合、必要に応じて警察や茨城県及び土地の管理者等と今後の対策等を協議・対応する。また、路肩などの廃棄物に対しては、種類に応じて迅速かつ適正に処理するとともに、処理困難物は委託処理にて対応する。

ポイ捨て対策については、市内全域でポイ捨て、路上喫煙、飼い犬等のふんの放置を禁止するとともに、守谷駅周辺をポイ捨て等禁止強化区域に指定し、ポイ捨て等防止指導員を配置して、指導勧告や過料徴収を実施し、環境の保全を図る。



道路に違法に投棄された廃棄物

04020201 常総衛生組合負担金

予算書P. 152

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,674	13,172	△ 1,498	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,674	13,172	△ 1,498	

【背景(なぜ始めたのか)】

市町村が単独でし尿処理するよりも、共同処理する方が費用対効果等の点で効率がよいため、昭和37年に構成6市町村（当時の守谷町、水海道市、岩井町、谷田部町、伊奈村、谷和原村）により常総衛生組合を設置し、事業運営費を負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

し尿処理施設「クリーンセンターきぬ」を常総衛生組合が管理・運営することで、市内から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

し尿・浄化槽汚泥を処理している常総衛生組合に対し、構成4市（守谷市、坂東市、常総市、つくばみらい市）で処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%，実績割90%（全体負担金 274,021千円，市負担率 4.26%）